

判決年月日	平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 1 年 (ネ) 第 1 0 0 3 6 号		
○ 特許発明の実施許諾契約に基づく実施許諾料（年間ミニマムロイヤルティ）の請求は認められないが，業務委託契約に基づく業務委託料の請求は認められるとされた事例			

（関連条文） 民法 9 1 条， 5 3 3 条， 1 条 3 項

1 平成 1 5 年 1 0 月から関東 1 都 3 県の条例により実施されることになっていたディーゼルエンジンの排気ガスの規制を巡り，上記規制に合致する粒子状物質（PM）削減装置を製造販売すべく，一審原告たる被控訴人が技術情報及び 4 件の特許発明を提供し，一審被告たる控訴人がこれに要する資金捻出と製造販売を行う等として，控訴人と被控訴人が平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日付けで，特許実施許諾及び技術援助契約（本件許諾契約）並びに 試験研究及び技術指導業務委託契約（本件業務委託契約）を締結していたところ，本判決は，被控訴人が控訴人に対し，上記 の本件許諾契約に基づく，平成 1 5 年分（平成 1 5 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで分）の実施許諾料（年間ミニマムロイヤルティ）2 1 0 0 万円（消費税込）及びこれに対する平成 1 6 年 1 月 3 1 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金と，上記 の本件業務委託契約に基づく，平成 1 6 年 6 月分ないし同年 9 月分の業務委託料月額 1 1 5 5 万円（合計 4 6 2 0 万円・消費税込）及びこれに対する各月分の支払期日の翌日から各支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案の控訴審判決である。

2 本判決は，次のとおり判示して上記 の本件許諾契約に基づく実施許諾料（年間ミニマムロイヤルティ）の請求は認められないとしたが，上記 の本件業務委託契約に基づく業務委託料の請求は原判決（東京地裁平成 1 9 年(ワ)第 2 8 8 4 9 号・平成 2 1 年 4 月 1 6 日判決）判示のとおり認められるとして，一審原告の請求を一部認容すべきものとした。

「本件許諾契約...においては，年間ミニマムロイヤルティについて，毎年 1 2 月末日後 3 0 日以内に 2 0 0 0 万円を支払う旨規定されているのみで，条件を規定した条項はない。

しかし，年間ミニマムロイヤルティは，控訴人が『許諾製品』を製造販売したことに対するロイヤルティ（実施許諾料）につき，被控訴人に対する最低限の支払を保証する趣旨のものであるから，契約上明文の規定はないものの，控訴人が『許諾製品』を製造販売することができず，しかも，その原因が被控訴人の研究開発の遅延にあるときは，その支払義務を負わないとする趣旨であったと解することができる。控訴人の上記主張は，そのような趣旨のものと理解することができる。

そして...被控訴人が開発した『W - 1』は，平成 1 5 年 2 月 2 2 日， 2 3 日に行われた初期排出ガス試験に不合格となったため，控訴人及び被控訴人の当初の見込みに反し，指定を受けるまでのスケジュールが大幅に遅延することになり，その後，被控訴人が改良した『W - 1』は，平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日に八都県市の指定を受けたことから，平成 1 5 年 1 2 月には控訴人がミニ

ター販売を行ったものの、平成１６年１月中旬ころには、控訴人は、『W - １』の品質に問題がある、すなわち、冷温時に排気ガスのすすがフィルターにすぐに目詰まりするという欠陥があると考えたため、『W - １』のモニター販売を中止したものと認められる。

以上のように、控訴人は、平成１５年には、被控訴人が開発した『W - １』について２台モニター販売をしたのみであって、しかも、その主たる原因は、被控訴人の開発が遅れたことにあるものと認められるから、控訴人は、平成１５年の年間ミニマムロイヤルティの支払義務を負わないというべきである。この点について、被控訴人は、平成１５年２月に行われた初期排出ガス試験に不合格となったのは、控訴人が推した松下製の触媒を使用したからであると主張し、甲１６...には、これに沿う記載が存する。しかし、被控訴人は、本件業務委託契約に基づいて、自らの責任で『許諾製品』を開発すべき義務を負っており、そのために業務委託料の支払を受けていたのであるから、控訴人が推した触媒を使用したことは、開発が遅れたことを免責すべき事由となるものではない。」